

改正

令和 2 年 4 月20日告示第93号

令和 3 年 5 月21日告示第96号

令和 4 年 5 月18日告示第83号

令和 5 年 5 月30日告示第78号

令和 6 年 3 月31日告示第61号

中野市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に所在する企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに三大都市圏からの移住の促進を図るため、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（平成31年 3 月29日付け30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知。以下「県要綱」という。）及びU I J ターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領（平成31年 3 月29日付け30労雇第316号、30産経創第189号長野県産業労働部長通知。以下「県要領」という。）に基づき東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 企業等 県が選定した法人等であって、県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したもの等をいう。
- (3) 創業支援金 地方創生起業支援事業に基づき、県が補助する事業者が交付する補助金をいう。

(成果の指標)

第 3 条 当該補助事業に係る規則第19条第 3 項に規定する指標は、移住者の増加とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（この条において「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は除く。

(1) 共通の事項

ア 県要綱第2条第1項第1号又は第4号に該当すること。

イ この要綱の施行の日以後に移住したこと。

ウ 第8条に規定する交付申請の日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

エ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。

(2) 就業した者に関する事項 県要領第5の1の(2)のアの(イ)に規定する要件に該当すること。

(3) 創業した者に関する事項 市内で起業し、創業支援金の交付決定を受けていること。

2 交付対象者の世帯が2人以上の世帯の場合には、交付対象者以外の世帯員が、次の要件に該当するものとする。

(1) 移住元において交付対象者と同一世帯に属していたこと。

(2) 申請時において交付対象者と同一世帯に属していること。

(3) この要綱の施行の日以後に移住したこと。

(4) 申請時において移住後3月以上1年以内であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	補助金額	
	県要綱第2条第1項第1号に該当する者	県要綱第2条第1項第4号に該当する者
単身の世帯	60万円	30万円
2人以上の世帯	100万円 ただし、18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき	50万円 ただし、18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき50

	100万円を加算する。	
--	-------------	--

		万円を加算する。
--	--	----------

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 移住要件等確認事項報告書
- (2) 移住支援金に関する個人情報の取扱い
- (3) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項
- (4) 就業先が交付した就業証明書(就業した者に限る。)
- (5) 就業先が交付した要件証明書(関係人口に限る。)
- (6) 創業支援金交付決定通知書(創業した者に限る。)
- (7) 移住する前の在住を証する書類
- (8) 移住する前の就労状況を証する書類
- (9) 在学期間や卒業校を確認できる書類(通学期間を通算した者に限る。)

2 前項の申請書兼実績報告書は、就業した者にあつては移住後3月以上1年以内に、創業した者にあつては創業支援金の交付決定の日から1年以内であつて、かつ、移住後3月以上1年以内に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第5条第6号で定める事項は、申請日から5年以内に本市での居住が困難となった場合、又は申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに市長に報告することとする。

(補助金交付の請求)

第8条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、県要領第5の1の(2)のイの(ア)に規定する要件に該当した場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

(継続就業の報告)

第10条 補助金の交付を受けた者(就業した者に限る。)は、申請日から5年を経過する日までの

間、申請日から1年ごとに、就業証明書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年4月20日告示第93号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の中野市U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以降に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年5月21日告示第96号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月21日から施行し、この要綱による改正後の中野市U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の中野市U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年5月18日告示第83号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の中野市U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 5 月 30 日告示第 78 号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中野市 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された請求書は、この要綱による改正後の中野市 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された請求書とみなす。